

鹿屋体育大学職員兼業規則

平成16年4月1日
規則第29号
平成28年11月16日
規則第35号
平成29年7月10日
規則第20号

改正 平成20年 3月19日
規則第8号
平成23年 9月28日
規則第23号
平成25年 9月18日
規則第16号
平成28年 6月28日
規則第21号
平成28年 8月4日
規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（以下「就業規則」という。）第29条第2項の規定に基づき、職員の兼業に関し、手続その他必要な事項を定める。

(兼業の種類)

第2条 兼業の種類は次に掲げるとおりとし、その内容はそれぞれ当該各号に掲げるものとする。

- (1) 役員兼業 営利を営むことを目的とする会社その他の団体の役員（取締役、執行役、監査役、業務を執行する無限責任社員、理事、監事、支配人その他これらに準ずるもの（発起人及び清算人を含む。））に就任すること。
- (2) 自営兼業 職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を営むこと。なお、名義人が他人であっても本人が営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。
- (3) その他の兼業 報酬を得て又は得ないで、第1号及び第2号以外の何らかの事業若しくは事務に従事すること。

(兼業の許可)

第3条 職員は、前条に掲げる兼業を行おうとするときは、あらかじめ別に定める様式により申請し、兼業の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定による兼業の申請は、原則として1週間前までに行うものとする。
- 3 第1項に規定する兼業の許可は、学長が行うものとする。

(許可の基準)

第4条 兼業の申請を行う職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼業を許可しないものとする。

- (1) 兼業のため時間をさくことによって、職務の遂行又は本学の重要な会議等に支障をきたすおそれがあると認められるとき
- (2) 兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき
- (3) 兼業しようとする団体等との間に、物品の購入、工事の契約等について関係があるとき
- (4) 兼業しようとする団体等の事業又は事務に従事することによって、本学の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となると認められるとき

- 2 前項の規定によるほか、職員から申請のあった兼業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しないものとする。ただし、学長が別に定めるところにより特に認める兼業については、この

限りでない。

- (1) 営利企業の事業に直接関与するものと認められる場合
- (2) 営利企業以外の団体等の職（第4号に掲げるものを除く。）で職責が重大なものであると認められる場合
- (3) 大学等の入学試験の準備を目的として設置又は開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の事業若しくは事務に関与するものと認められる場合
- (4) 営利企業及び他の団体等の常勤の職である場合
- (5) その他前各号に準ずるものと認められる場合

（許可の取消し）

第5条 学長は、職員が第3条の規定により兼業の許可を受けた後、前条第1項の規定に該当するに至ったときは、当該兼業の許可を取り消すものとする。

（兼業の期間等）

第6条 第3条の規定により許可できる兼業の期間は、1年以内とする。ただし、法令等に基づき任期の定めのある職に就く場合は、4年を限度として許可するものとする。

2 前項の兼業の期間において、当該兼業に従事できる1週間当たり（休日を除く。）の時間は、原則として8時間以内（兼業先との往復の時間を含めて12時間以内）とする。ただし、他の大学等の非常勤講師として短期間に集中して授業を行う兼業、又は任期を有しない短期の兼業の場合はこの限りでない。

（兼業従事時間の取扱い）

第7条 職員が学長の許可を受けて兼業に従事する時間は、勤務時間としては取り扱わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に認める兼業については、勤務時間に従事できるものとする。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、職員の兼業に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平20.3.19規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平23.9.28規則第23号）

この規則は、平成23年9月28日から施行する。

附 則（平25.9.18規則第16号）

この規則は、平成25年9月18日から施行する。

附 則（平28.6.28規則第21号）

この規則は、平成28年6月28日から施行する。

附 則（平28.8.4規則第28号）

この規則は、平成28年8月4日から施行し、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平28.11.16規則第35号）

この規則は、平成28年11月16日から施行する。

附 則 (平29. 7. 10規則第20号)
この規則は、平成29年8月1日から施行する。